

## 寄せられた意見とそれに対する市の考え方

平成30年8月10日から9月10日までの32日間、市民の皆さんから「守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）」に対する意見を募集しました。

この期間、市民の皆さんから寄せられた御意見及び御意見に対する当市の考え方は次のとおりです。

### ◎背景・目的（第1条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>解説でも触れているが、「地球環境の保全を図り、市民の安全と安心を確保」とその目的はよくできるが、条例は太陽光発電設備について、その守谷市としては再生エネを普及・促進するのか、規制するのか、守谷市の環境基本計画の基本理念が条文にあっても良いのではないだろうか。</p>	1	<p><b>◇原案どおりとします</b></p> <p>本条例（案）は、適正な管理がなされないまま太陽光発電設備が設置されることを防ぐとともに、長期にわたり安定的な発電を継続できるよう、地域と共生するために必要な事項を定めるものであり、普及・促進か否かを目的とするものではありません。</p> <p>また、環境基本計画の理念は、「環境基本条例」第3条に示される4つの基本理念を指すものと思われませんが、全ての環境施策はこの理念に基づくものであり、再掲する必要はないと考えます。</p>

### ◎事業者の責務（第6条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>同条の各項にふれた内容は一般的なことを規定されていると思われるが、本条例を俯瞰した範囲では、改正FIT法で規定する内容に対する安心・安全に関する規定があってもよいのではないのでしょうか。</p>	1	<p><b>◇原案どおりとします</b></p> <p>この条文は、守谷市内で太陽光発電事業を行う事業者について、特に責務を定めたものであり、他法令により定められた電気事業者としての規定は上位法が適用されます。</p>

### ◎事業者の責務（第6条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>計画的な積み立てを義務化していますが、事業者が倒産した場合等は積み立ても無くなっている場合も想定されるのではないのでしょうか。</p> <p>適切な額が積み立てられているか、市などによる監査を行う必要はないので</p>	1	<p><b>◇原案どおりとします</b></p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号及び第7号において、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告を経済</p>

<p>しょうか。</p>		<p>産業大臣に行うことが、認定基準として義務付けられていることから、協定書締結の際、経済産業大臣に提出した報告書と同様のものを提出させることにより適切な額の把握・確認ができると考えております。</p> <p>災害時及び廃止後の措置に充てる費用の積み立ての監査につきましては、条例第15条第2項の規定により状況等報告を要求し報告を受けた上で積み立て状況を確認いたします。</p>
--------------	--	---

◎事業者の責務（第6条第3項関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>光害防止の観点より、太陽光パネルの反射光が影響する範囲（冬至の日の出～日没、春分秋分の日の出～日没、夏至の日の出～日没等）を事業者に計算させ、範囲に含まれる住居・店舗等の建屋に対して説明および合意、事業者による適切な措置を行うよう義務付けてはどうか。</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>反射光の範囲計算においては、太陽光発電設備設置等計画書の添付書類として、町内会及び近隣関係者に対する説明報告書を提出させることとなっているため、説明内容を確認した上で内容に不足があった場合、不足している内容について、再度説明させるよう指導する考えでおります。</p>

◎事業者の責務（第6条第3項関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>反射光が原因で交通事故等が発生した場合は事業者が責任を負うこと、洪水等による漏電や火災、機器の流失によって他者の私有財産に損害を与えた場合の補償義務を設けてはどうか。</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>交通事故等また私有財産に損害を与えた場合の補償義務については、直接被害者との民事的交渉となると思われることから、条例で補償義務を設けることは適当ではないと考えます。</p>

◎設置抑制区域（第7条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>第一種住居専用地域内並びに隣接地域への設置の禁止、小中学校隣接地域への設置の禁止、都市計画道予定地域への設置の禁止を明記してはどうか。</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>設置抑制区域は、事業者に対し、協力を求めるものとなっており、設置の禁止までを明記したものではありません。</p> <p>周辺環境に著しく影響を与える懸念がある場合については、協議の場において、地域への丁寧な説明や光害に対する真摯な対応を求めてまいります。</p>

◎協議等（第8条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>運用開始後の保守点検や清掃，除草が計画通りに行われているかを確認する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>また，有効でない場合には是正措置の命令，度重なる違反の場合に事業廃止（撤去）の命令が可能なよう条例を制定してはどうでしょうか。</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>運用開始後の保守点検や清掃，除草につきましては，太陽光発電設備の設置前の行う協議の際に提出する太陽光発電設備設置等計画書の中に保守点検等の計画を記載することとなっております。</p> <p>また，保守点検等の状況につきましては，第15条第2項の規定により状況等報告を要求することで確認することができます。また，施工されていない場合や有効でない場合には，第19条の規定により，指導・助言を行い，改善が見られない場合には勧告を行うとともに，事業認可者（経済産業大臣）に通報することにより，悪質な場合事業認可の取り消し処分となることもあります。</p>

◎協議等（第8条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>事業計画書申請時にメンテナンス計画を提出する規定を付記する。</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>メンテナンスに関する事項は，施行規則第5条第1項の設置等計画書（様式第1号）において記載することとなっております。</p>

◎協議等（第8条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>苦情，紛争，災害発生時の体制（対応車の連絡先，周辺住民への連絡方法等）が変わった時の計画書再提出を義務付けてはどうでしょうか。</p> <p>併せて，計画書の体制が有効かを定期的に確認してはどうでしょうか。</p> <p>また，有効でない場合には是正措置の命令，度重なる違反の場合に事業廃止（撤去）の命令が可能なよう条例を制定してはどうでしょうか。</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>管理体制が変わり，提出された計画書の内容が変更になった際には，第13条の規定により，改めて市長と協議することとなります。</p> <p>また第14条第1項及び第2項に関する変更の際には，施行規則第11条若しくは第12条により届出書を提出することとなります。</p> <p>計画書の体制が事実と異なる場合には，第15条に基づき，報告を求めることとなり，必要に応じ指導・勧告を行うこととなります。</p> <p>また，指導・勧告に従わない場合には，第19条により公表することとなります。また事業認可者（経済産業大臣）に</p>

		通報することにより、悪質な場合事業認可の取り消し処分となることもあります。
--	--	---------------------------------------

◎協議等（第8条）関係について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
本条例の規則に細かく規定される記述が見当たらないが、災害・汚損破損や感電事故などをもっと明確に規定しなくてよいのか。	1	◇原案どおりとします 災害等による設備破損及び第三者への被害が懸念される場合については施行規則第3条第1号に規定を設けております。

◎報告の徴収（第15条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
フェンスの設置義務 改正FIT法では、設置が義務化されたフェンスの5つの基準が示されているが、フェンスには「立入禁止」の表示義務の条項が見当たらない。低圧な太陽光発電であっても、容易に感電事故のないよう施設と表示を義務化する。	1	◇原案どおりとします フェンスの設置等第三者の侵入防止については、施行規則第8条第2項工事着手等届出書（様式第6号）の添付書類として、第三者の侵入防止対策として維持管理事業に関する標識の内容が分かる図書の提出を義務付けており、そこで適正な表示がなされるか確認をします。